

# 秋田市社会福祉法人審査委員会設置要綱

平成9年5月7日

第二助役決裁

## （設置）

第1条 平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」等に基づき、本市における社会福祉法人の設立認可ならびに社会福祉施設等の整備および設置認可の適正な執行を図るため、社会福祉法人審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。
- (2) 社会福祉施設等の整備および設置認可に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が委員会において審査することが必要と認める事項。

## （組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員8人をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、福祉保健部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てるほか、別表第2に掲げる職にある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員（別表第2に掲げる職にある委員に限る。）の任期は、秋田市社会福祉審議会の委員としての任期と同一とする。

## （委員長および副委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する最初の委員会は、市長がこれを招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見もしくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、監査指導室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 附 則 | この要綱は、平成 9 年 5 月 7 日から施行する。   |
| 附 則 | この要綱は、平成 12 年 9 月 25 日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成 15 年 4 月 10 日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成 17 年 9 月 22 日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。   |

別表第 1 （第 3 条関係）

|        |
|--------|
| 福祉総務課長 |
| 保健総務課長 |
| 建築課長   |

別表第 2 （第 3 条関係）

|                       |
|-----------------------|
| 秋田市社会福祉審議会委員長又は副委員長   |
| 秋田市社会福祉審議会児童専門分科会委員   |
| 秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会委員 |
| 秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会委員  |
| 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員 |